

法律家の存在を身近に ～サマースクール2018開校～

神奈川県弁護士会新聞

発行所
神奈川県弁護士会
横浜市中区
日本大通9番地
☎045-211-7707
URL <http://www.kanaben.or.jp/>

県内の中高生66名が参加

8月3日、当会が主催する夏の恒例イベントである「サマースクール2018」が開催された。サマースクールは、神奈川県に在住又は在学の中高生を対象とした法教育のイベントであり、1日を通して、我々法律家の仕事を身近に感じてもらうとともに、物事を多角的に捉える力や自分の考えを他人に伝える力を

学んでもらうことを目的としている。

本イベントは、毎年横浜地方裁判所及び横浜地方検察庁の協力を得て多彩なプログラムを行っており、今年は100名を超える応募者の中から、66名の中高生が参加した。午前中は、施設見学、座談会、ルール作り体験のうち、生徒たちが、それぞれ希望する1つのプ

ログラムに参加した。

施設見学では、裁判所で裁判官席に座ったり検察庁で防弾チョッキを着したりする等、テレビの中でしか見たことのない世界に触れ、生徒たちは興奮を隠しきれない様子であった。

座談会では、法曹三者がパネリストとなり、仕事の内容や普段の生活を紹介した。生徒たちから

は勉強方法についての質問もあり、普段の学校生活の参考にもなったようである。

ルール作り体験では、

カラオケ店の営業に利害関係を有する当事者のいざいざになりきり、全員が納得するルール作りを目指して意見を交わした。生徒たちは、自分の立場を簡単に譲らず活発に議論を行い、まとめ役の弁護士が苦労したほどであった。

午後は、裁判所の実際の法廷を借りて模擬裁判を実施した。生徒たちは、

裁判官・検察官・弁護士の役のいずれかの役を演じ、証人尋問や被告人質問等を疑似体験した。

模擬裁判後には当会会館に戻り、生徒たち全員が裁判官の立場で、班ごとに判決内容を議論した。本事例の争点は、窃盗未遂罪の成否、すなわち被告人による物色行為があつたかどうかであつた。生徒たちは、複数の事実を検察官・弁護士それぞれの立場から評価し、また、証人である警備員が事件当時酒を飲んでいたことについて、周

りの大人が飲酒したときにどうなるかという実体験を踏まえて信用性を検討した。

班ごとの評議の後は、全体評議を行い、それぞれの班の検討結果を発表して、他班の検討結果について意見を述べる等した。生徒たちは、自分の班と異なる意見について、納得したり反論したりして、充実した議論を行った。議論の最後には、生徒たちそれぞれが犯罪成立が不成立か、自分なりの結論を出すことができた。

全体評議の結果に基づき、裁判官から判決宣告がなされると、生徒たちは、その臨場感に圧倒された様子であった。

アンケートの結果からは、生徒たちそれぞれが、各プログラムを通して、こちらが想定した以上のことを学んでくれた様子うかがえた。本サマースクールを通じて、生徒たちが少しでも法律家を身近に感じ、法律の世界に関心を持ってくれれば嬉しいと思う。

(会員 神田 木綿子)

成年後見・カジノ誘致問題 について議論

第11回市民会議開催

8月31日、当会会館にて第11回市民会議が開催された。

市民会議は、市民からの要望、意見を広く聴取し、当会の活動、運営に反映させることを目的に、地域の様々な分野から委嘱された委員(現在は8名)を構成員とする会議で、毎年2

回の権利擁護に関する弁護士会の取り組みであり、意見交換に先立ち、佐賀悦子会員(高齢者・障害者の権利に関する委員会副委員長)及び角田勝政会員(同委員会)から、今年開設した「成年後見センターいまもり」の活動を中心とする当会の取組について説明がなされた。

市民委員からは、近年、弁護士後見人が財産管理のみならず身上監護にも積極的に関与するようになったことを評価する意見が出された。また、篠原正治委員(神奈川県社会福祉協議会会長)からは、制度についての情報

の共有、社会福祉協議会を始めとする地域の関係機関との連携の必要性が指摘された。

二つ目のテーマは、「カジノ法案の経緯とカジノ解禁の問題点」であり、小野仁司会員(消費者問題対策委員会委員長)及び松岡泰樹会員(同委員会)から、カジノ実施法の概要、神奈川県にIR施設を誘致することの問題点などについて解説がなされた。

(会員 滝島 広子)

活発に議論する市民委員

開校の挨拶をする校長の佐藤裕会員

憲法問題講演会
「国民投票法の問題点について考える」
日時 平成30年10月26日(金) 18時30分～20時30分
場所 横浜市開港記念会館 講堂

神奈川県のアウトライ
ンと天秤をモチーフに
した神奈川県弁護士会
のロゴマークです。

山ゆり

本号が発刊される頃には落ち着いていることを期待しているが、今年の夏はとにかく暑かった▼各地で最高記録更新というあまりうれしくないニュースが出たりして、氣象庁が発表する「生死にかかわる暑さ」が、決して大げさな表現ではないことを身に染みて感じた方も多いのではなかろうか▼裁判所への行き帰り道、横浜公園を往來する高校野球を観戦しに來た高校生や、プロ野球のナイター当日券を取るために日中から列をなす熱心なファンなど、思いの強さがあれば今夏の暑さまでも吹き飛ばしてくれるのだろうか▼とはいえ、我々の仕事はひと夏、一シーズンで終わることなく延々続く。責任ある役割に燃えていても、今夏の暑さを吹き飛ばすまでの熱さは、なかなか維持するまでには至らないというのが本音だろう▼そんなときはかき氷か冷えたビールで頭を冷やしつつ、無理せず早めに帰宅し英気を養うのめいかであるうか。

(三橋 潔)

日弁連の「見える化」が必要

竹森裕子会員に聞く 日弁連副会長のおしごと

本年4月から日弁連副会長に就任されている竹森裕子会員に、その仕事内容等についてお話を伺った。

1 日弁連副会長としての仕事内容

週1回の正副会長会議、月1回(2日連続)の全52弁護士会の理事会など、会議への出席は多いです。また、7月から11月まで、全国8つの弁護士会連合会の大会に出席するため、各地を訪問します。

担当委員会では、男女共同参画推進本部で、日弁連副会長の女性クォータ制に関して、副会長候補者の推薦などに関わっています。その他の委員会では、弁護士業務妨害対策委員会、民事介入暴力対策委員会など10個近くにわたります。これらに出席するなどして、日弁連としての意思決定に携

わっています。

霞が関にいたことが大半ですが、月曜日は会議が入らないことが多いので、事務所に出ています。

2 就任して感じたこと

日弁連の仕事は、幅広く、スピードが速いというのが率直な感想です。私自身はあまり参加できていませんが、政治家への説明や、法務省や財務省、最高裁などを相手に協議をしつつ、様々なことを迅速に決めていかなければいけないので、情報量に圧倒されそうです。

その他に感じるののは、日弁連の出す意見書が、様々なところで重きを置かれていのだということです。法律の専門家集団として、社会の中で貴

重な地位を占めていると実感します。

仕事の上では、委員会のメンバーに加えて、事務総長や事務次長、そして事務局といった優秀な方々に、非常にお世話になっています。彼ら・彼女らのおかげで、活動が成り立っているといっても過言ではありません。

3 心がけていること

私は当会の会員ですが、日弁連の中では、単なる当会の代弁者ではなく、国民のためにどうすべきかという観点から発言することを心がけています。

また、女性という立場から意見を述べることで、「多様性」を実現するということ意義もあると思っています。

4 今後の大きな動き

現在、民事裁判のIT化へ向けて大きく動いています。日弁連もその議論に加わっていますが、3つのフェーズに分けて実施される計画になっており、その途上で横浜地裁でも模擬裁判が行われると思います。

法曹養成の制度改革も喫緊の課題であり、日弁連としての意見を求められているので、議論をした上で発信していく予定です。

そのほか、いわゆる「谷間世代」への支援措置や、育児を理由とする日弁連会費減免の期間延長につ

日弁連人権擁護大会プレシンポジウム

若者の就労と貧困

社会保障の側面からの支援が重要

講演する小杉礼子氏

9月3日、当会会館において、「若者の就労と貧困」のテーマで第61回日弁連人権擁護大会プレシンポジウムが開催され、教育関係者や弁護士ら約50名が来場した。本シンポジウムでは、若者の就労と貧困という側面だけではなく、労働への移行を支援する、社会保障の側面からの若者支援が重要である旨話があった。

若者の貧困化の背景や今後の施策まで、示唆に富んだ有意義なシンポジウムであった。

(会員 北村 理美)

シリーズ「男女共同参画を考える」①

当会にも「男女共同参画推進本部」が立ち上がりました

本年4月から、当会において、会長を本部長とする「男女共同参画推進本部」が立ち上がった。わが国における男女共同参画社会形成活動の歩みは古く、戦前にまで遡ることができるが、日本国憲法(昭和21年11月3日公布、同22年5月3日施行)に「法の下の平等」が明記され、大きな転機を迎えた。

その後、時を経て、平成11年6月23日に公布・施行された男女共同参画社会基本法では、「男女共同参画社会の形成」を、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野において、

ける活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成すること」と定めている(同法2条1号)。

男女共同参画の推進について、日弁連の活動を見ると、平成14年5月の定期総会で「ジェンダーの視点を盛り込んだ司法改革の実現をめざす決議」が決議され、平成19年6月には男女共同参画推進本部が設置されて、

以後10年以上にわたり、様々な取組がなされてきた。最近の活動としては、1月19日の理事会で第3次基本計画が策定され、今後5か年の間に取り組むべき具体的施策が明らかにされている。

(会員 宮下 京介)

猛暑の中での熱戦

～関越大会準優勝～



8月4日、横浜、東京、新潟、群馬、埼玉の5チームによる弁護士関越野球大会が、今年も群馬県渋川市で開催された。

初戦、埼玉戦の先発は、レジェンド畑中隆爾。暑さの中、6回を一人で投げ抜き、3対2で初戦を突破した。なお、畑中にとってはこれが当会野球部で通算94勝目の貴重な勝利となった。

続く2戦目は、宿敵東京。東京の千葉投手に対して、横浜は2回、この日9番に入った河野隆之がライト前へ先制タイムリーを放つと、3回には、

“若き主砲”根本淳己が強烈なライトオーバーバースリーベースを放つ。その後、ワイルドピッチで、貴重な追加点を挙げた。投げては、辻居弘平、元嶋亮の両投手が危ないピッチングを披露し、見事4対0の完封勝利を収めた。

今年に入り、名古屋、大阪など強豪相手に負けが続いていたチームにとっては、明るい材料となる勝利であった。

森弘史主将から紹介される新入部員たち

（速報）9月23日、横浜は無事予選を突破し、大分での決勝大会に駒を進めた。

（速報）9月23日、横浜は無事予選を突破し、大分での決勝大会に駒を進めた。

暑さにも負けず…？

テニス部夏合宿



筆者はカメラマン（写っていない）

東京五輪におけるサーフィンの開催場をご存知でしょうか。うか。そう、「波乗り道場」と呼ばれる千葉県一宮町である。

8月25日、26日、波乗り道場で、平成30年度横浜法曹テニスクラブ夏合宿

が開催された。気温35度を超える中、1歳9か月から72歳までの老若男女総勢28名が一堂に会し、2日間テニス漬けである。当然のことながら1日目から練習試合。激しい戦いが繰り広げられた。コートが3面あったため、試合が終わればまた試合が待っていたが、アドレナリンが放出されていたのか、元氣瀉刺であった。

その後、泉にふやけるまで浸った後の宴会では、名MCの下で初参加者が自己紹介をしていたが、それを横目に、大好きな酒にありつく者、食べ物に喉を詰まらせる者等、様々な光景が見られた。二次会も行われ、大騒ぎのうちに1日目の幕が閉じた。

2日目は4チームに分かれての公式戦。皆足も口も動き、絶対に負けられない戦いがそこにはあったのだが、朝から灼熱、昨日からの疲労もあるのだろう、プレイヤーの体力は奪われ続けた。そして、当クラブ会長が「エクスナリズム・ヒート・ポリシー」を適用し、試合を切り上げる英断を下した。果たして、優勝チームはどこだったのだろうか。

（会員）井上 晴彦

その後、華僑大学一行を当会会員の事務所や横浜地裁へ案内し、途中観光も入れながら、夜には、赤レンガ倉庫のテラス席にて懇親会を催した。

（会員）田鍋 智之

翌日には、独禁法研究会メンバーの案内にて、華僑大学一行による当会への表敬訪問が行われ、日本と中国との更なる交

東アジアの法改正とその影響

―民法・競争法を中心として―

第4回国際シンポジウム開催

講演する中道会員

桐蔭横浜大学法学部と華僑大学法学院との協定に基づき誕生した東アジア法律文化研究センター主催で、8月28日、第4回国際シンポジウムが開催された。横浜青葉区の桐蔭

学園を会場とし、日本・中国・韓国の研究者が順次発表を行った。発表の一部を紹介すると、名古屋学院大学法学部の加藤雅信教授による「世界の民法改正動向と日本の民法改正」と題する講演が行われ、物権法の改正ではなく債権法改正となった経緯が非常に興味深い内容で発表された。

華僑大学からは、陳乾勇専任講師による「中国独占禁止法改正の見通

し」と題する講演がなされ、中国の独禁法がいまだ多くの問題を抱えている内容であることが、詳細に発表された。

当会からは、独占禁止法研究会を代表して中道徹会員が、「知的財産権と競争法との関わり」と題して講演を行い、営業の自由を制限して市場を反競争的にする効果を有する知的財産法と、自由競争を推進する独禁法との関係について、著名な判例をもとにした発表がなされた。

（会員）田鍋 智之

翌日には、独禁法研究会メンバーの案内にて、華僑大学一行による当会への表敬訪問が行われ、日本と中国との更なる交

編集後記

私の家は横浜市内ですが、市内とは思えない田んぼが広がる自然豊かな場所に住んでいます。夏の間は、蝉の音がずっと耳に付いていましたが、いつの間にか蝉の声は消え、秋の虫の音が聞こえてきました。

帰宅時にはうるさいほど鈴虫やら松虫やらが鳴いています。朝もこれらの虫の声で起こされます。本号が出る頃も、鳴いてくれるでしょうか。

デスク 奥園龍太郎
記者 三橋 潔
滝島 広子
山口 陽
千歳 博信
越川 純哉



神奈川県弁護士会

電話 / 044-223-1149 予約受付時間 / 平日 9:30~17:00 (火・木は19:30まで、土・日・祝13:00~17:00)

川崎法律相談センター

土曜・日曜・祝日も相談を行っています

◆総合相談 (45分以内・5,000円)

月・水 10:00~13:00

火 16:00~19:00

木・金 13:30~16:30

土・日・祝 13:30~16:30

◆債務整理相談 (30分以内・無料)

火 13:30~15:30

木 17:00~19:00

◆家庭相談 (45分以内・5,000円)

月 13:30~16:30

火・金 10:00~13:00

◆交通事故相談 (30分以内・無料)

水 13:30~16:00

◆事業者相談 (30分以内・無料)

木 10:00~12:00

インターネット予約はひまわり相談ネットから